

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則が制定公布され、関連する基準府省令についても改正されたことに伴い、上位法令と整合を図るため、甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 乳児等通園支援事業者に対し、「児童対象性暴力等の防止」及び「適切な保護のための児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置の実施」を義務付ける規定を新たに設けます。

【第 1 3 条の 2 関係】

- (2) この条例は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）附則第 1 条本文に規定する施行の日である令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行します。

【付則関係】

3 その他

- ・ 全国一律の制度に関する法令改正に伴う所要事項の改正です。
- ・ この条例改正による予算上の影響はありません。